

第38回環境審議会議事要旨

日 時 平成28年11月24日（木）
午前9時40分から11時50分まで
会 場 秋田市本庁舎5階第2委員会室

1 出席者

- (1) 秋田市環境審議会委員（15名中8名出席）
菅原拓男委員、杉山秀樹委員、高橋敦子委員、竹田勝美委員
津村守委員、蒔田明史委員、村田勝敬委員、村中孝司委員
- (2) 秋田市環境部
中島修環境部長、池端強志環境部次長
環境総務課：伊藤健課長、富樫親課長補佐、佐藤守主査
畠山高朗主席主査、小松尚徳主査
環境保全課：高橋尚夫課長、高橋典之副参事、佐藤智喜主査

2 次 第

- (1) 開 会
- (2) 環境部長あいさつ
- (3) 会長あいさつ
- (4) 議 事
秋田市環境基本計画の改定について（諮問）
秋田市自然環境配慮ガイドライン（案）について
- (5) そ の 他
平成28年版秋田市の環境（速報版）について
- (6) 閉 会

中島環境部長、菅原会長のあいさつに続き議事に入る。

秋田市環境基本計画の改定について、環境総務課課政策調整担当より説明を行い、質疑が行われた。

【質疑内容】

4(1) 秋田市環境基本計画の改定について

委員 現計画の基本目標では「秋田」という文言が出てくるが、改定後の基本目標ではその文言が使われていない。改定後の基本目標の1～5では、秋田市独自の基本目標とはなっていないため、他都市と差別化を図る必要があるのではないか。環境都市あきた宣言の理念を具体化したものとするのであれば、どこかに「秋田」を入れるべきと考える。

委員 関連して、「雪」という文言も、秋田の自然を象徴する大きな要素の一つではないか。その視点についても、計画の中で取り扱うべきではないか。

環境部長 四季の移ろい等については他都市に誇れる部分であるため、ご指摘いただいた部分を文言に入れるよう検討していきたい。環境都市あきた宣言や環境立市あきたで括っているが、本文には「秋田」という文言が入っていないため、再度検討していきたいと考えている。

「雪」について、克雪と言われていたが、過去には雪を使って楽しく雪国で暮らしていくことができないかということで、童っ子の雪まつり等を開催していた。雪を使って伝承的な遊びを体験してもらおうと取り組んでいた時期もあったが、先導的な役割を担う人が少なくなってきた、催しも減少してきたものである。基本目標に入れることはできないが、具体的な事業等の中で「雪」にまつわるものを取り入れていくことができればと思っている。雪による再生可能エネルギーの検討や雪国ならではの事業を展開できればと考えている。環境部単独は難しいかもしれないが、他部局にも働きかけていきたいと考えている。

委員 大きな柱の一つとして、生物多様性保全対策の推進とあるが、施策の方向で「希少種等の保全や外来生物等への対策」と「等」が続いて

いる。また、在来種が数年経てば希少種になってしまうという現実が大きな問題となっている。レッドリストに掲載されている種だけ守ればいいのか、というよりは全体の流れとして、「在来種の保全」とした方がいいのではないか。

委員

自然と共生するというと、人間は自然とは別物だという概念と捉えられることになる。自然観の歴史を考えてみると、ヨーロッパの文明の発達過程では、人間が自然の上に立っていると捉えて社会が成り立ってきた経緯がある。アジア系の概念でいうと、人間は本来自然の中に存在しているべきものと考えて社会が成り立ってきた経緯がある。日本に、明治時代以前は自然という言葉がなかったことがそのことを物語っている。環境に関する考え方としては、本来、自然の中に人間も存在していたという視点に立ち、自分たち以外の回りが自然だという言葉が発達しなかった。自然と共生するというと、自然とは別の存在として人間がいると捉えられることとなるため、適切な表現ではないと考える。人と自然は一体だというイメージが伝わる表現にした方がいいと考える。

会長

自然との対立概念ではなく、アジアらしく、日本らしく、本当の意味での共生が問われてくるものと思われる。

環境部長

「共生」という言葉は、行政の中では、環境で使ったのが初めてではないが、改めて表現を検討していきたい。生物多様性については、行政内部だと、少子高齢化や人口減少、災害対応等の優先順位が高くなりがちで、身の回りの自然については劣位に置かれてしまう状況である。しかしながら、身の回りには希少な動植物が多々あることから、様々な媒体でPRしていきたいと考えている。

委員

基本目標4で「生物多様性」という言葉を使っているが、基本目標5にの施策の方向でも「多様な自然環境」とあり、「多様」という言葉が並んでいる。混同するので、「多様な」を削除してはどうか。

委員

基本目標5の副題として、「～協働で環境保全活動を行うことで、地域環境が整備された環境に配慮する暮らしの実現～」とあるが、違和感がある。文章を再検討すべきと考える。

委員 目標・指標はなかなか立てづらい。例えば、市民がどのくらい一緒になって活動しているか、NPOがどのくらい一緒になって活動しているかを表した方がいいのではないか。「地域住民と一緒に何をするのか」など、具体的な表現で示した方がよい。この計画を見て、地域住民が関係している部分だとわかるような項目があればよいのではないか。開催回数は主催者が行うことに対する値である。資料3では、自然環境保全市民活動計画の認定団体を8団体とするという目標値が挙げられているが、むしろ地域住民の側から見た指標とした方がよいのではないか。

会長 結果的に抽象的になってきていると思うが、今後、進める中で検討していく必要がある。市民活動は非常に身近なものになってきており、地域の環境保全に対する取組例も挙げられている。行動を行う前段として、基本計画の中にも具体的に記載していくことができると考えている。

委員 環境指標として「市が助成する自然環境体験活動の参加者数」とあるが、必ずしも市が助成したものに限った目標とする必要はない。市民や団体がどこまでやるとよいか、環境基本計画の改定を検討していくなかで、何百人、何千人、何万人が参加していくのを目指していくというのが当たり前のことだと思う。地域住民が前面になる形を目指していくべきと考える。

環境部長 様々な活動をしている団体をみると、高齢者は積極的だが、若い年代がその活動を伝えていこうという人が少ないように感じた。NPOや環境団体については、人的資源の問題もあり、なかなか厳しい部分もあるが、その活動が軌道に乗るまで補助金を出すことや、職員と一緒に活動することも必要ではないかと考えている。最終的には、今よりもっと市民が自然に興味を持ち、様々なイベント等を立ち上げたり、参加したりという形が理想だと考えている。

委員 次世代にどのようにして引き継いでいくのかという言葉が記載されていないので、入れてもらいたい。環境教育・環境学習を行っていくとしているが、秋田市環境活動推進協議会の会員は高齢化が進み、活

動できなくなってくる。若い世代が活動に参加できるよう、次の世代にどのようにして引き継いでいくのか、また、秋田市に特有の自然環境をどのように引き継いでいくのか、文化も含めていかにして継承していくのかという未来への想いを計画に入れてもらいたい。

環境部長

「継承」を入れるよう検討する。今回の計画の素案を作るに当たって、大学生が参加するワークショップを行った。3つの大学から10数人の参加があり、秋田のよいところ、悪いところなどの指摘をもらったので、この結果を素案にも織り込んでいる。大学生などを通じて、秋田市の自然の豊かさを様々な形で伝えていきたいと考えている。ご指摘いただいたキーワードを使いながら、文章を洗練していきたい。

委員

基本目標1で、吸収源対策が出てきていない。森林の育成や木材利用という観点が掲載されていない。

また、生物多様性についてはわかりにくい概念だが、素案の自然共生社会についての説明の中で、「たくさんの種類の生きもの全てが複雑に関わりあって存在していることを「生物多様性」といいます。」と書かれているが、この表現は間違いではないか。生物多様性は尺度であり、複雑にからみあっているということを示す言葉としては違うと考える。

その他、「温暖化対策」という言葉がある。低炭素社会の構築に関する現状と課題の記述で、「地球温暖化防止による影響」とあるが、「地球温暖化による影響」の誤りではないか。「温暖化対策」というときは温暖化を防ぐということと、温暖化した際にどう対応するのかということの両方を含むと解釈すればよいのだろうか。

会長

その通りである。

委員

そうであれば、「温暖化防止対策」とはっきり記載した方がよいのではないか。

委員

「めざす姿」が第4章、第5章に出てくる。めざす姿は、理想とする最終目標、到達イメージだとすると、4つの文章があって「図られています」という状態でよいだろうか。また、文末の表現が統一され

ていないので、統一するようお願いする。

環境部長　　めざす姿は、実現するだろう姿を記載しているが、読み手に伝わるよう記載を工夫していきたい。文末の表現についても修正していきたい。

環境部次長　　パブリックコメントまでにいただいた意見等を反映していきたい。

会長　　事務局からスケジュールについての説明があったように、本日の議論を経て、パブリックコメントを行い、最終的には市長に答申文を提出したいと考えている。いかがか。

委員　　異議なし

4 (2) 秋田市環境配慮ガイドライン（案）について

委員　　基本的な部分は法アセスがあり、それに準ずる準アセスがある。法アセスは、法律に基づくものなので必ずやらなければならない。準アセスは、事業主体が行う取組である。今回のガイドラインは、誰がチェックし、誰がオーソライズするのか、はっきりしない。そこまでを含めるとすると、これだけでは足りないのではないか。例えば、事業主体に対し、「回避」であれば「やってはだめ」、「修復しなければならない」ということになるが、そこは誰がチェックするのか。時間的には難しく、与える影響は大きいのではないか。

会長　　法規的としてどこまで適用するのかについて詰める必要があると思うが、このままガイドラインとして示す予定なのか。

環境部次長　　秋田市自然環境保全条例第18条の規定で、開発許認可の書類が提出され、その中で自然環境への配慮事項が説明されることとなっている。他課の所管だが、自然環境への配慮については環境部でも意見を提出する仕組みとなっている。また、ガイドラインで参考とすべき資料が示されており、どの場所にどのような動植物がいるのかを示している資料もあるため、それらの情報をもとに、事業者に対して自然環

境への影響がなるべく少なくなるよう促していきたい。今までは、環境基本計画の中に配慮指針というものがあつたが、今後の配慮事項としては、もっと細かな部分も定めていきたいと考えている。

委員 事業主体から届け出があり、それをチェックするということになるとすると、影響があるかどうかを判断できるよう、事前に市からここにはこのような動植物がいるということを伝えるのか。どのようにオーソライズしていくのか。

環境部次長 基本的には、事業者から配慮する事項が説明される。ただし、資料を見た中でこのような配慮も必要ではないかということについても指導をすることとしている。現在は、1,000㎡以上の事業が対象となっている。それ以上の規模になると、法アセスメントや準アセスメントの対象となる。この度のガイドラインでは、それよりも小さな規模の事業が対象となる。市では、どのような開発案件があるのかを把握でき、指導もできるということになる。事業者として調べている部分もあると思うが、不足している部分を指導していくこととなる。

会長 従来は、1,000㎡以下の事業について、都市計画のみで配慮内容が決められていたのか。

環境部次長 その規模に該当しない案件については、環境部で把握できない状況にあった。

委員 実際に配慮事項を定めるとなると、内容が多岐にわたり、対応について内部でしっかりとコントロールしなければならない。

会長 ガイドラインを策定することになったのは、市民から陳情があつたためなのか。今まで運用してきた中で、支障が生じる案件はあつたのか。

環境総務課 市民から苦情があつたということではなく、環境基本計画の策定の中で、条例に基づき指針を制定する必要があると考えた。他都市でも先行事例があるが、今回は暫定としてガイドラインを策定しようとしているものである。

5 (1) その他（平成28年版秋田市の環境（速報版について））

委員 15ページにある工場のイラストについて、このイラストが何かを説明する言葉を添えてほしい。

環境保全課 了解した。

委員 11ページに、アブラボテという魚が掲載されている。本来は、関西にいた魚であるが、7～8年前から秋田市内でも見られるようになった。本来は、秋田にはない魚である。むしろ、在来種であるヤリタナゴやキノアカヒレタビラが適当ではないか。

環境保全課 修正する。

委員 17ページに振動レベルの最後の7のところに「110」と記載があるが、「120」ではないか。重力の加速度で、9.8を超える加速度だと重力に反して人が飛ぶことになる。それで計算すると120程になるはずではないか。

環境保全課 確認する。

以上